

平成 22 年 12 月 17 日
DIAM アセットマネジメント

「分配金に関する留意点」の目論見書への記載につきまして

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、投資信託の分配金に関しまして、お客様の関心の高さから様々なご質問を頂いている状況です。かかる状況に鑑み、弊社では「目論見書」に「分配金に関する留意点」を下記の通り、順次掲載させていただく予定です。

目論見書につきましては、各ファンドに共通する基本的なご留意事項を記載させていただいておりますが、分配金に関するお客様のご理解を深める一助としていただければ、と考えております。今後とも弊社ファンドをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対応開始

平成 23 年 1 月以降に使用開始となる目論見書から順次掲載予定

2. 対象ファンド

全ファンド

3. 記載内容

目論見書に以下の「分配金に関する留意点」を掲載

「分配金に関する留意点」

- 収益分配は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 収益分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

以上